

## スマホを契約すればお金が借りられる？ ヤミ金にご注意！

**Q** 消費者金融から多額の借金があり返済に困り、ネットで見つけた広告で「どのような事情の方にも即日融資」とある事業者に融資を申し込んだ。事業者から「スマホとタブレットが携帯会社で契約できれば、それが信用になるのでスマホ4台とタブレット2台を分割で購入し送ってくれば買い取る。受け取り次第、即融資する。」と言われ、言われた通りにした。しかし数千円しか送金されず、約束の融資どころかスマホとタブレットの買い取り料も送金されない。これでは携帯会社の支払いもできない。

**A** 最近、事例のようにスマートフォン、タブレットを契約させ、引き替えに融資を持ち掛ける悪質なヤミ金業者に関する相談が増えています。法律では、自己名義の携帯端末を携帯会社に無断で他人に譲渡する事は禁止されています。詐欺などで使用された場合は、犯罪に加担したことにもなります。すぐに携帯会社に事情を説明し、解約の相談をしてください。貸金業者が携帯を契約させることはありません。

金融庁のホームページで検索すると貸金業の登録が調べられます。登録のない業者はヤミ金です。ヤミ金は法外な高金利を要求し、過酷な取り立てなどにより借りた人を追い込みます。

この事例は、相談者が契約した携帯端末の本体代金と通信料を相談者が支払うことになり、お金を借りるつもりが、更なる金銭的負担を生じてしまいました。多額の借金があり返済困難な場合は、更にお金を借りるのではなく、債務整理を考えましょう。債務整理の方法として、支払い能力に応じた返済計画を立て返済方法について債権者と和解する「任意整理」又は裁判所が調整・仲介に入る「特定調停」、定期的な収入があり実現可能な返済計画による「個人版民事再生」、どうしても返済できない場合の「自己破産」があります。

松伏町消費生活センターでは、消費生活相談を実施しています。

月～木曜日 午前10時～正午、午後1時～4時

## 支えあいの社会

エレベーターには奥に大きな鏡が付いているものがあります。なぜでしょうか？

身だしなみをチェックするため…ではなく、車いすの方のためだそうです。エレベーターの奥に鏡があれば、車椅子の方がまっすぐエレベーターに乗り、かごの中で回転できないでバックで降りるとき、後ろに人や障害物がないかを振り向かずに確認できるのです。

ところで、みなさんは車いすを利用したことがありますか。

先日、職場の研修会で車いすを体験する機会がありました。乗ってみると、路面のわずかな傾きで方向がそれていってしまったり、ちょっとした段差を乗り越えるのにも苦労したり、すき間に車輪が挟まってしまいそうになり怖い思いもしました。また、歩くよりも遅くなるので、行動範囲が制約されることも実感しました。

車いすを例に挙げましたが、他にも身近なものに工夫を加えたり、ちょっとしたサポートをしたりすることで、活動や活躍の場が広がる方が増えると思います。みんなが広い心、優しい心を持ち、みんなが支えあって明るく暮らすことのできる社会、それを作り上げていきませんか！それは、今はサポートを必要としていない方にも、いつかは自分に返ってくることになると確信しています。

広告

